

2024年11月22日

逗子海岸米兵傷害事件 米海軍から被害者への謝罪の会見のご報告

被害者4名代理人 弁護士 呉 東 正 彦

本日午前、刑事裁判の確定を受けて、在日米海軍法務部長フリン中佐他の米軍関係者が逗子海岸米兵傷害事件の被害者への謝罪のために、横須賀市民法律事務所を訪問し、被害者の女性（60歳）と、代理人弁護士である当職が、被害者を代表、代理して、フリン中佐らから謝罪を受けました。

フリン中佐は、傷害事件につき、被害者の被った著しい肉体的精神的苦痛につき、米海軍として心から深くお詫びし、今後このような事件を二度と起こさないよう全力を尽くします、と述べました。

被害者の女性は、事件からすでに2年以上、辛い思いをしてきました。クリーガー氏は本当に謝罪する気持ちがあるのでしょうか。飲酒して二度とこのような事件を起こさないよう、また一日も早く被害を認めて賠償をするよう、同氏に伝えて下さいと述べました。

また当職から、クリーガー氏の現在の処遇、基地外に外出させないこと、賠償事件が解決するまで日本を出国させないこと、米海軍からも、賠償事件の早期解決のため、地位協定18条5項による米軍からの賠償の提案を、早急に出してほしいと求めたところ、フリン中佐は、クリーガー氏は、現在も米海軍軍人として横須賀基地内におり、基地外には出させないようにしているとのことでした。

またもう1人の被害者からの、なぜもっと早く謝罪がなかったのか、会見についての条件を付けられたことは被害者として納得できないとのメッセージに対して、刑事裁判の決着が付くまでは謝罪に来られなかった、米海軍は軍人の行動について責任をとるべき立場にあり、真摯な謝罪の場とするため、事前公表はしないことをお願いしたと述べました。

最後に被害者の女性が、クリーガー氏本人からの謝罪も何らかの形でほしい、被害者は一刻も早い裁判の判決と賠償による解決を求めていることをクリーガー氏にも伝えてほしいと、フリン中佐らに伝えました。